

心とからだの健康づくり

第4期 栃木県健康保持増進対策推進5カ年計画

(平成20年度～平成24年度)



栃木労働局・各管内労働基準監督署

栃木県T H P 推進協議会

企業内健康づくりをすすめよう！

運動不足

職場の活性化

ストレス



1. 目的

本推進計画は、平成19年に改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、栃木県内の事業者が労働者の健康保持増進のための措置を継続的かつ計画的に実施し、この定着を図ることを目的とする。

2. 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5カ年計画とする。

3. 計画の目標

計画の目標は、スタッフ（医師、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者）の養成、施設の整備等を事業場の規模（右表）により下記の通り段階的に進める。

- ◆初年度（平成20年度）
スタッフの充足等の実態調査・把握
- ◆第2年度（平成21年度）
規模1,000名以上の事業場のスタッフ確保
- ◆第3年度（平成22年度）
規模300名以上の事業場のスタッフ確保
- ◆第4年度（平成23年度）
規模100名以上の事業場のスタッフ確保
- ◆第5年度（平成24年度）
規模50名以上の事業場のスタッフ確保

4. 事業場の実施する事項

- ① T H P に取り組むため、安全衛生委員会等に健康保持増進専門委員会を設置し、中期計画を審議・検討の上、計画の積極的な推進を図ること。

T H P とは…

旧労働省が昭和63年5月に、労働安全衛生法を改正し、働く人の健康づくりの継続的かつ計画的な実施を柱に、昭和54年から進めてきた中高年齢者の健康づくり（S H P：シルバー・ヘルス・プラン）をさらに発展させ、昭和63年10月からすべての働く人を対象とした「心とからだの健康づくり運動」（T H P：トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）をいいます。

- ② 事業場の規模に応じて、前記目標の達成に向けた計画期間中の T H P 推進のための具体的推進計画を策定する。
- ③ 前記②の計画に基づき、各指導スタッフの養成、施設の整備、健康保持増進サービス機関等との委託契約の締結、健康測定等に対する助成制度の活用を図る。
- ④ 前記①～③の実施により、計画期間中に事業場の規模に応じた T H P の定着をする。

5. 労働基準監督署の実施する事項

- ① 地区 T H P 推進協議会の事業活動に積極的に指導・援助を行う。
- ② 職場の健康づくり（T H P デモンストレーション事業）等について、事業場、関係団体等に対して周知・指導を行う。
- ③ 監督指導時に個別事業場に対して、その事業場の規模に応じた本計画の目標を踏まえた T H P の定着のための指導を行う。
- ④ 管内事業場の T H P の進捗状況を確認し、必要に応じ指導を行う。

6. 栃木労働局の実施する事項

- ① 栃木県 T H P 推進協議会の事業活動を積極的に指導・援助する。
- ② 計画作成中の中間年に当該計画の推進状況を評価し計画の見直しを行う。
- ③ 計画期間中の各指導効果の評価を行い、その結果を把握するとともに、次期推進計画の見直しのための資料とする。

規模別 T H P 推進計画

(平成20年4月1日から平成25年3月31日)

区分 規模	専門委員会等の設置	スタッフの養成						施設の設備		健康測定等の実施			T H P 協議会への加入
		産 業 医	運 動 指 導 担 当 者	運 動 実 践 担 当 者	心 理 相 談 担 当 者	産 業 栄 養 指 導 担 当 者	産 業 保 健 指 導 担 当 者	健 康 測 定 用 機 器	運 動 用 機 器	企 業 内 ス タ ッ フ	サ ー ビ ス 機 関	相 互 利 用	
		随 時	常 時	必要に応じ養成				器	器	フ	関	用	
1,000人以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
300人以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●
100人以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●
50人以上	●	●	○	●	○	○	○	○	○		●		●
50人未満	●	○	○	○				○	○		○		○

備 考

- 印は、期間中に T H P の確実な取り組みを行うことを示し、○印は、期間中に整備等に努め、T H P に着手することを示す。
- 計画期間中の中間年に推進状況の見直しを行う。
- 各スタッフは、各企業に所属することが望ましいが、必要に応じて外部（労働者健康保持増進サービス機関）機関を活用することも差し支えない。ただし、運動実践担当者（ヘルスケア・リーダー）は、健康測定後の運動指導を計画的、継続的に推進するために企業規模に関係なく必要なスタッフである。

*労働者健康保持増進サービス機関とは、

T H P の 6 種類の専門スタッフ全てが揃い、かつ健康増進措置を実施するための施設及び設備を有しており、健康測定、健康指導全てを行える機関です。

栃木県 T H P 推進協議会とは…

平成5年（1992年）3月8日に、栃木労働局および県内監督署、栃木県医師会のご支援の下、県下事業場、関係機関が「企業内健康づくり」の情報交換やノウハウを勉強するための組織として設立いたしました。平成12年3月には、各監督署ごとに地区 T H P 推進協議会を設立し、地区ごとに各種事業計画を作成し、積極的に T H P を推進しております。



栃木のT H P 推進関係組織

★関係機関

	郵便番号	所在地	電話番号
栃木労働局	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2合同庁舎	028-634-9117
宇都宮労働基準監督署	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2合同庁舎	028-633-4251
足利労働基準監督署	326-0807	足利市大正町864	0284-41-1188
栃木労働基準監督署	328-0042	栃木市沼和田町20-24	0282-24-7766
鹿沼労働基準監督署	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289-64-3215
大田原労働基準監督署	324-0041	大田原市本町2-2828-19	0287-22-2279
日光労働基準監督署	321-1261	日光市今市305-1	0288-22-0273
真岡労働基準監督署	321-4305	真岡市荒町5195	0285-82-4443

★T H P 推進協議会事務局

	事務局	郵便番号	所在地	電話番号
栃木県	栃木県T H P 推進協議会	321-0941	宇都宮市東今泉2-3-5	028-660-2525
宇都宮	(社)宇都宮労働基準協会内	320-0842	宇都宮市京町11-15 ユタカビル3F	028-633-4133
足利	(社)足利労働基準協会内	326-0801	足利市朝倉町3-5-7	0284-73-6660
栃木	(社)栃木労働基準協会内	328-0042	栃木市沼和田町20-25	0282-24-7758
佐野	(社)佐野労働基準協会内	327-0844	佐野市富岡町1296-3	0283-24-6470
鹿沼	(社)鹿沼労働基準協会内	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289-62-8633
塩那	(社)塩那労働基準協会内	324-0041	大田原市本町2-2828-4	0287-22-7100
日光	日光労働基準協会内	321-1261	日光市今市306-2	0288-21-2047
真岡	(社)真岡労働基準協会内	321-4305	真岡市荒町1203	0285-82-5185

★サービス機関

	郵便番号	所在地	電話番号
(財)栃木県健康倶楽部	321-0941	宇都宮市東今泉2-3-5	028-660-2525
(財)栃木県保健衛生事業団	322-8503	宇都宮市駒生町3337-1	028-623-8181
古河ライフサービス(株)日光支社	321-1443	日光市清滝町500	0288-54-0360

★関係団体

中央労働災害防止協会 健康確保推進部	東京都港区芝5丁目35番2号	03-6452-6403
(財)栃木産業保健推進センター	宇都宮市本町4-15 宇都宮N1ビル7階	028-643-0685
(社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1	028-622-2655
(社)栃木県労働基準協会連合会	宇都宮市松原2-5-21	028-622-5391

★お問合せ先 栃木県T H P 推進協議会事務局

〒321-0941	宇都宮市東今泉2丁目3番5号	財団法人栃木県健康倶楽部内
	T E L : 028-660-2525	F A X : 028-662-5509
		Eメール: thp@tfc.or.jp